六　社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って、二年以上継続する業務委託契約に基づき、当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画全体の実施期間（次号及び第八号において「計画期間」という。）において社外高度人材を日本国内のみにおいて引き続き二年以上活用する会社であること。

七　計画期間が法第十三条の新株予約権の全ての行使の日まで継続することとされている会社であること。

八　計画期間において、社外高度人材に対する法第十三条の新株予約権の付与決議及び付与を行う会社であること。

九　社外高度人材活用新事業分野開拓計画の開始の日から当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材に付与する法第十三条の新株予約権（当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に定められる当該社外高度人材の活用に係る業務であって日本国内のみにおいて行われるものに対して付与するものに限る。）の行使の日まで引き続き日本国内の居住者である当該社外高度人材を活用する会社であること。

附　則

この命令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

様式第一

社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る認定申請書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住　　所
氏名又は名称及び
代表者の氏名　　印

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第８条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

１　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

申請者は、以下の要領に従って、社外高度人材活用新事業分野開拓計画の必要事項を記載し、法第８条第３項各号に掲げる認定要件を満たすことを示すこと。

１　名称等

正確に記載すること。

ただし、法人番号については、個人事業主等で法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

なお、「高度情報処理業務に従事する常時使用する従業員の数」は、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。）第２条第１項に規定する業務に従事する常時使用する従業員の数とし、「ベンチャーキャピタル等」は、施行規則第３条に規定する要件に該当する者とする。

また、第５条第１号に掲げる要件に該当する場合は「大規模法人グループに所属していない」に、同条第２号に掲げる要件に該当する場合は「上場企業でない」に、同条第３号に掲げる要件に該当する場合は「風俗営業を行っていない」に、同条第４号に掲げる要件に該当する場合は「暴力団による支配を受けていない」にそれぞれチェックすること。

２　社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び目標

「事業名」には当該計画の内容が分かりやすい名称を記載すること。「社外高度人材活用新事業分野開拓の内容」については、「新事業活動の類型」に則して、具体的に記載すること。「社外高度人材活用新事業分野開拓の目標」については、開拓する新たな事業分野について、需要の開拓がなされる計画であることを示すこと。

３　実施時期

当該計画の計画期間を２年以上とし、計画の開始と終了の年月日を記載すること。また、当該計画に従い業務委託契約に基づいて当該社外高度人材を活用する時期（別紙において「活用期間」という。）を当該計画期間の中で２年以上として定め、活用の開始と終了の年月日を記載すること。加えて、業務委託契約の期間（別紙において「契約期間」という。）を２年以上とし、契約の開始と終了の年月日を記載すること。

なお、当該計画に従って社外高度人材に法第13条の新株予約権を付与する場合、当該計画期間は、同条の新株予約権の全ての行使の日まで継続する期間とすること。

４　社外高度人材活用新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様

⑴　施行規則の該当箇所（専門性）

施行規則第４条に規定される、新事業活動に有用な高度な知識又は技能の該当箇所を記載すること。

⑵　基本方針の該当箇所（貢献内容）

基本方針に規定される、当該社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有すべき知識又は技能の内容の該当箇所をチェックすること。

⑶　契約で定められる業務内容の該当箇所

当該新規中小企業者等と当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画において活用する社外高度人材の間の業務の委託に関する契約の該当箇所を記載すること。

⑷　⑴～⑶の関連性

⑴～⑶に記載した内容の関連性を記載すること。

⑸　その他の社外高度人材の活用の態様に関する事項

第５条第６号に掲げる要件に該当する場合は「当該計画において、当該社外高度人材を日本国内のみにおいて２年以上活用する」に、同条第９号に掲げる要件に該当する場合は「当該計画の計画期間の開始の日から当該計画に従って付与される新株予約権の行使の日まで、当該社外高度人材が引き続き日本国内の居住者である」にそれぞれチェックをすること。

５　当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として当該新規中小企業者等の新株予約権を与える場合にあっては、当該報酬の内容

当該計画に従って付与される新株予約権の付与決議及び付与を計画期間において行う場合、当該計画に従って付与される新株予約権が当該計画に定められる業務の対価である場合、計画期間が当該計画に従って付与する新株予約権の全ての行使の日まで継続することとされている場合及び当該計画に従って付与する新株予約権について、法第13条の規定による課税の特例の適用を希望する場合、該当する欄にそれぞれチェックすること。

６　社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

⑴　社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

⑵　「使途・用途」の欄には、資金の具体的な使途・用途を記載すること。また、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

⑶　「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。